

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について

平成20年 1月29日

株式会社東京証券取引所

趣旨

平成20年4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」(「金融商品取引法」(以下「金商法」という。))を含む。)(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うこととします。

加えて、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、所要の改正を行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
1. 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応		<p>「中間期」の概念を「四半期」の概念で置き換える(例えば、半期報告書を四半期報告書に、中間財務諸表等(銀行業・保険業などの特定事業会社に係るものを除く。)を四半期財務諸表等に置き換える。)のような形で上場制度を整備するものです。</p> <p>・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</p>
(1)「有価証券報告書等」の定義の見直し	<p>・上場制度上の「有価証券報告書等」の定義(有価証券上場規程第2条第88号)に、四半期報告書を含めることとします。</p>	<p>例えば、新規上場や上場廃止の審査対象としている「虚偽記載」(有価証券上場規程第2条第31号)の範囲として、従来の半期報告書に代えて四半期報告書が含まれることとなります。</p>
(2) 新規上場申請者の提出書類の見直し	<p>・新規上場申請者は「新規上場申請のための四半期報告書」(当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。)を提出することとします。</p>	<p>従来、新規上場申請者が提出していた「新規上場申請のための半期報告書」(本則市場)「四半期財務・業績の概況を記載した書類」(マザーズ)に代わる</p>

項 目	内 容	備 考
( 3 ) 適時開示の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合</li> <li>b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>ものです。</p> <p>現行、半期報告書について同様の適時開示を求めています。</p> <p>現行、上場会社に求めている四半期財務・業績の概況(四半期決算短信)の開示は、四半期報告制度導入後においても求めることとします。</p>
( 4 ) 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とします。</li> </ul>	<p>現行、監査報告書における不適正意見や意見の不表明についてはその影響が重大である場合に上場廃止となります。</p>
( 5 ) 四半期報告書の提出遅延への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)の提出遅延に対する上場制度上の取扱いは、現行の有価証券報告書等における取扱いと同様とします。</li> </ul>	<p>現行、有価証券報告書等が法定期限までに提出されないこと又は提出できる見込みがないことは適時開示の対象であり、当該事象に該当する場合には監理銘柄(確認中)へ指定し、法定期限経過後1か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場を廃止することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出初年度における監理銘柄(確認中)及び整理銘柄への指定については、実務の状況を勘案して、現行の指定に係る期限からそれぞれ15日延長して適用することとします。</li> </ul>
( 6 ) マザーズ上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マザーズ上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施している、当取引所が定める「四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を</li> </ul>	<p>金商法において四半期財務諸表等について公認会計士等による監査証明を義務付ける規定等が整備されることに伴い対応するものです。</p>

項 目	内 容	備 考
	廃止します。	
<p>2．金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応</p> <p>(1) 新規上場申請における提出書類の見直し</p> <p>(2) 適時開示の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。</li> <li>・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 内部統制報告書において、「重要な欠陥」又は「評価不実施」の記載を行うことを決定した場合</li> <li>b 内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</li> <li>・市場変更審査及び一部指定審査の中でも同様の対応を図ることとします。</li> </ul> <p>上場会社が内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出する際に広く周知し、財務報告に係る内部統制の継続的な改善努力を促すことを目的として対応するものです。</p> <p>内部統制報告書における「重要な欠陥」が、財務諸表の虚偽記載に直接結びつくものではないことを踏まえ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書の記載内容をもって、直ちに上場廃止審査の対象にはしないこととします。</p>
3．金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。</li> </ul>	金商法において、有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出が義務化されることに伴い、上場制度において確認書の提出を求める規定が不要とな

項 目	内 容	備 考
の提出義務化に伴う 対応		<p>ることによる改正です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</li> <li>上場承認時の提出書類である「新規上場申請のための有価証券報告書」等の記載内容に係る確認書については、現行の取扱いどおりとします。</li> </ul>
4．売買単位の集約に 向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が当取引所に上場する場合を除く。）には、単元株式数が100株であることを求めることとします。</li> <li>上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式に係る新規上場申請から適用します。</li> <li>平成20年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式に係る決議から適用します。</li> </ul>
5．その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	

実施時期（予定）

- 平成20年4月を目途に実施します。

以上